

## 第 18 章 涉外民事訴訟手続

### 第一節 涉外民事手続概説

#### 一 涉外民事訴訟の概念

涉外民事訴訟とは、涉外的要素を有する民事訴訟をいう。涉外的要素とは、1) 当事者の一方または双方が外国人、無国籍者、外国企業または組織であるとき、2) 当事者の一方または双方の常居所地が中国の領域外にあるとき、3) 係争物が中国の領域外にあるとき、4) 民事法律関係を発生、変更または消滅させる法律事実が中国の領域外で生じたとき、5) 涉外民事事件であると認められるその他の場合をいう（民訴解釈 522 条）。

外国人が訴訟に参加するにあたっては、パスポート等の自己の身分を証明する証明書類を法院に提出しなければならない。外国企業または組織が訴訟に参加するにあたって、法院に提出する身分証明書類は、所在国公証機関の公証を経て、かつ、当該国駐在中国大・公使館、領事館の認証を経るか、あるいは中国と当該所在国で締結された関係条約に定められた証明手続を踏まなければならない。外国企業または組織を代表して訴訟に参加する者は、代表者として訴訟に参加する権限を有することの証明書を法院に提出しなければならない。当該証明書は所在国公証機関の公証を経て、かつ、当該国駐在中国大・公使館、領事館の認証を経るか、あるいは中国と当該所在国に締結された関係条約で定められた証明手続を踏まなければならない。ここにいう所在国とは、外国企業または組織の設立登記地の国をいうが、営業登記手続をした第三国でもよい（民訴解釈 523 条）。外国当事者の所在国と中国に外交関係がない場合には、当該国家の公証機関の公証を経て、中国と外交関係のある第三国の当該国駐在大・公使館、領事館の認証を経て、さらに当該第三国駐在中国大・公使館、領事館の認証に付することができる（民訴解釈 524 条）。

当事者は中国国民であっても、その常居所地が中国領域外にあるときは、渉外民事訴訟となる。法人の常居所地は、その主たる営業地であり（渉外民事関係法律適用法14条2項）、自然人の常居所地は、その渉外民事関係の発生または変更、消滅時に1年以上継続して居住し、かつその生活の中心となる場所であるが、治療、労務派遣、公務等の場合を除く（『中華人民共和国渉外民事関係法律適用法』適用の若干の問題に関する解釈」15条）。

渉外民事事件であると認められるその他の場合とは、たとえば、国外から本案と関係ある証拠材料を得なければならないとき、中国国民同士で中国国内での権利侵害行為により中国法院で訴訟が提起された場合でも、重要な証人が外国に定住しており、訴訟の過程で、その証人の証言を得なければならない場合には、渉外的要素を有すると認めなければならないはず、渉外民事訴訟である。

香港、澳門、台湾に関わる民事訴訟については、渉外民事訴訟ではないとしながらも、内地の民事訴訟とは特殊性を有するとして、司法解釈<sup>1)</sup>を公布しているが、規定がない場合には、実務では渉外民事訴訟手続の特別規定を参照して処理してきた。この点につき、民訴解釈は、「人民法院は香港、澳門特別行政区及び台湾地区の民事訴訟事件の審理にあたっては、渉外民事訴訟手続の特別規定を参照、適用することができる。」と規定した（民訴解釈551条）。

## 二 渉外民事訴訟の特徴

渉外民事訴訟は渉外的要素を有するため、渉外民事訴訟を行うに際しては、国家主権の問題、および中国と外国との関係をいかに処理するかという問題が存在する。国際法における国家主権相互尊重の原則を貫き、中国の主権も擁護し、他国の主権も尊重しなければならない。

また、当事者が中国の領域内に居住しない等の渉外的要素により、当事者の訴訟を行う便宜を図り、その權益を保護するために、管轄・送達・期間・財産保全等の面において、国内の民事訴訟とは異なる取扱いが必要となる。

渉外民事訴訟では、外国裁判所の司法共助が必要となる場合がある。証拠の調査・取得の代行、訴訟文書の送達の代行、裁判の承認・執行等である。

---

1) 「香港澳門經濟紛争事件の審理の若干の問題に関する解答」（1987年）、「香港澳門の当事者の公告送達期間及び答弁・上訴期間をいかに確定するかについての問いに関する回答」（2001年）、「香港澳門民商事事件司法文書送達の問題に関する若干の規定」（2009年）等。

手続については、原則的には国内の民事訴訟法を適用するが、中国が締結し、加盟した国際条約に異なる規定があるときは、国際条約を適用しなければならない。実体法については、涉外民事法律適用法等に定める抵触規範に従い準拠法を選択しなければならない。

## 第二節 涉外民事訴訟手続の特別原則

### 一 中国の民事訴訟法を適用する原則

およそ中華人民共和国領域内で民事訴訟を行うにあたっては、本法を適用しなければならない（中国民訴4条）。中華人民共和国領域内で涉外民事訴訟を行うにあたっては、本編すなわち民事訴訟法の涉外民事訴訟手続の特別規定を適用する（中国民訴259条）。国家主権を擁護するための重要な原則であり、手続は法廷地国法に従うというのは、国際慣例でもあることが理由とされる。

具体的には、1) 外国人、無国籍者、外国企業および組織は、中国の領域内で民事訴訟を行うにあたっては、中国の民事訴訟法を遵守しなければならない。中国民事訴訟法の規定に従い訴訟上の権利を有し、義務を負う。2) 涉外民事事件の管轄権は、中国民事訴訟法の規定に従い確定する。中国法院の管轄に属する事件は、法院は受理する権限を有する。中国法院の専属管轄に属する事件は、外国法院は管轄権を有さない。3) 法院は涉外民事事件受理後、中国の民事訴訟法が規定する手続に従い裁判を行う。4) 外国法院の裁判および仲裁機関の判断〔裁決〕は、中国の法院が法に従い審査、承認した後、中国で効力を生ずる。執行を要するときは、中国の民事訴訟法が定める執行手続に従い執行することができる。

### 二 同等の原則と対等の原則

同等の原則とは、外国人、無国籍者、外国企業および組織は、中国の法院で訴え、応訴するにあたっては、中国の公民、法人およびその他の組織と同等の訴訟上の権利義務を有することをいう（中国民訴5条）。対等の原則とは、外国の裁判所が中国の公民、法人およびその他の組織の民事訴訟上の権利に対し制限する場合には、中国の法院は当該国家の公民、法人およびその他の組織の民事訴訟上の権利に対し同様の制限をすることをいう。